

宮古福祉事務所概要

令和5年度

ふだんのくらしのしあわせ



沖縄県宮古福祉事務所

はじめに

皆様方のご協力によりまして、令和5年度の事業を無事終了し所報をお届けすることができますことを心より感謝申し上げます。

発刊にあたり、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に引き下げられ、社会活動が再開され始めた、令和5年度の宮古福祉事務所の主な活動をご紹介します。

総務係においては、各事業の歳入・歳出事務を担い、適正なる事務を遂行しております。

特に母子父子寡婦福祉資金貸付・償還業務については、担当職員及び母子協力員との連携を図るとともに強化月間、計画的な償還指導を継続的に実施しました。

福祉班においては、児童福祉行政（入所事務・公立保育所）指導監査や、介護保険事業所及び障害者福祉サービス事業所の実地指導を行いました。またDV対策として、市村、裁判所、警察等各関係機関との連携を密にし、きめ細やかな相談体制や迅速な緊急一時保護等の支援体制づくりを推進しながら対応しています。

加えて、宮古圏域障害者自立支援連絡会議に設置された相談支援部会及び療育・教育部会においては、各関係機関との支援体制の強化を図り、宮古圏域の課題解決に向けての協議を継続的に実施するとともに沖縄県アドバイザー連絡会との共催による障害者相談支援従事者等研修会も開催しております。

生活保護関連業務については、被保護者健康管理支援事業が必須事業となり、当所においても令和3年度から管轄の多良間村で本格的に開始しております。新たに被保護者健康管理支援事業連携会議を設置し、当会議では被保護者に関する情報の共有や個々の被保護者が抱える健康上の課題に対する専門的知見からの検討、事業の推進に必要な諸々の事項の決定等を行っております。今後も被保護者及び生活困窮者等への支援を充実させるべく、関係機関との連携強化に努めます。

また多良間村自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会及び民生委員・児童委員協議会の支援体制づくりも進めております。

平成29年度より、中央児童相談所宮古分室が宮古合同庁舎内に宮古福祉事務所と併設されました。宮古圏域の児童虐待防止等への理解と関心が高まり、DV対策等とも合わせ関係機関との連携がより一層重要となっております。宮古島市・多良間村をはじめ各関係機関等との連携を図り、児童福祉に係る宮古圏域での支援体制構築に向けて、さらに取り組んでいく所存です。

その他にも様々な事業・業務を実施しましたので、本所報の各ページをご覧ください。

今後も関係者の皆様のご協力をいただき、心豊かで、安全・安心に暮らせる宮古地域の実現に向けて、職員一同精進してまいりますので今後とも関係各位のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

令和6年12月

所長 宮城 石

目 次

I 総説

1 宮古福祉事務所管内図	1
2 沿革	2
3 歴代所属長	4
4 組織図及び業務内容	5
5 庁舎案内図	7
6 令和5年度歳入・歳出状況	8
7 所内業務案内	10

II 業務概要

福祉事務所の業務概要	11
1 生活保護	13
2 介護保険	16
3 障害者福祉	19
4 母子及び父子並びに寡婦福祉	23
5 児童福祉	27
6 地域福祉	29
7 配偶者暴力相談支援	31
8 生活困窮者自立支援	32

III 資料編

1 市町村別人口の推移	34
2 市村別人口の構成	34
3 宮古地域の高齢者の概況	35
4 児童人口	35

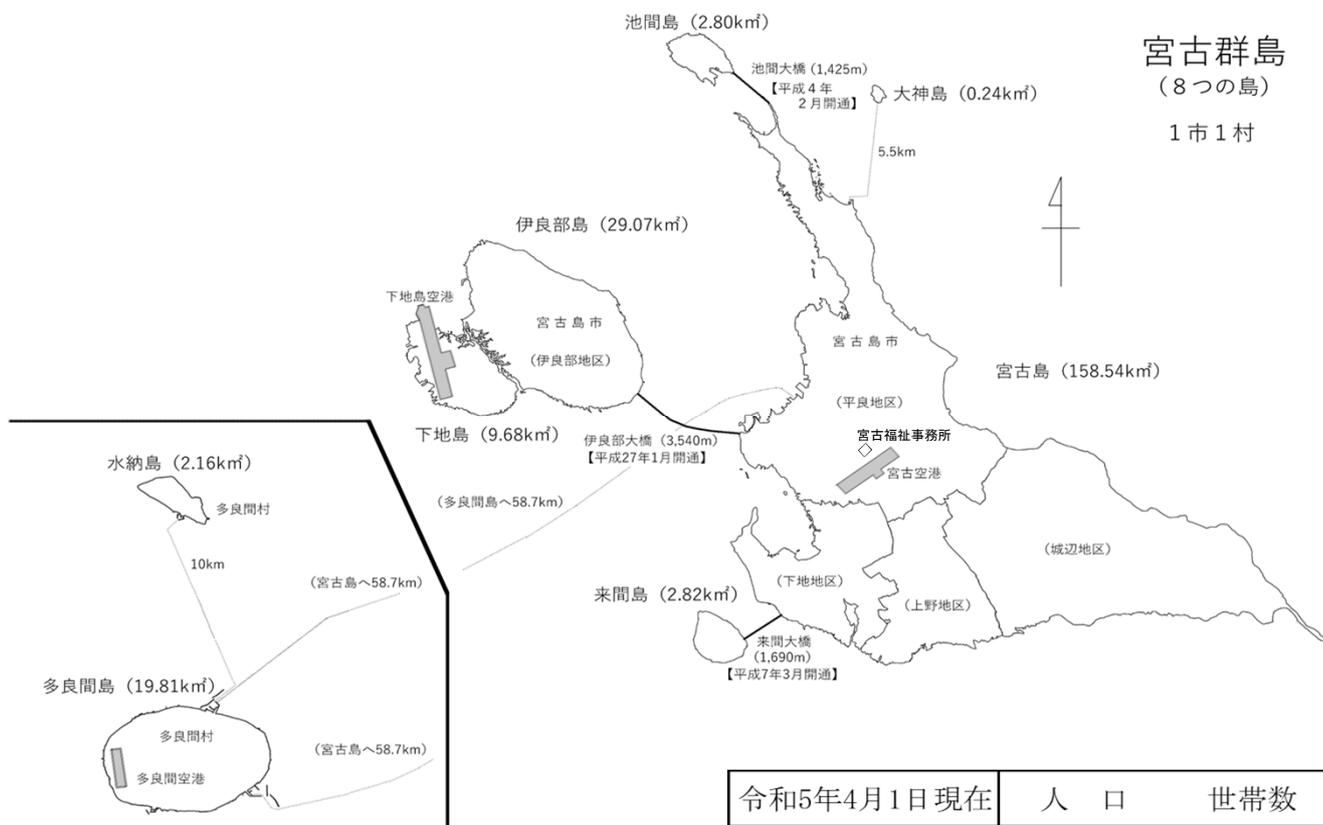
I 総説

- 1 宮古福祉事務所管内図
- 2 宮古福祉事務所の沿革
- 3 宮古福祉事務所に至るまでの歴代所属長
- 4 宮古福祉事務所組織図及び業務内容
- 5 宮古合同庁舎案内図
- 6 令和5年度歳入・歳出状況
- 7 所内業務案内

1 宮古福祉事務所管内図

管内の状況

● 宮古福祉事務所
 〒906-0012
 沖縄県宮古島市平良字西里1125
 TEL 0980-72-3771
 FAX 0980-73-2131



令和5年4月1日現在	人口	世帯数
沖縄県	1,462,871	633,674
宮古福祉事務所管内	53,401	25,725
宮古島市	52,355	25,246
多良間村	1,046	479

※沖縄県企画部統計課HP「沖縄県統計資料WEBサイト」掲載の推計人口を参照

宮古福祉事務所が管轄している宮古群島は、大小8つの有人島からなり、総面積225.9平方kmである。隆起サンゴ礁からなる平坦な島々で、年平均気温23.3℃、湿度79%、降水量2,019.3ミリで冬は暖かく、夏でも海から吹く風が炎暑を和らげてくれる、年間を通して温暖な亜熱帯海洋性気候である。

群島の中心をなしている宮古島は、県庁所在地である那覇市の南西方約290kmの距離に位置する。当宮古福祉事務所は、1市1村※を管轄し、管内人口は53,401人、世帯数は25,725世帯(令和5年4月1日現在)である。人口に占める高齢者の割合は、県全体の23.5%に対し、管内では27.8%(令和5年10月1日現在)。沖縄県高齢福祉関係資料より)と高い。

※ 平成17年10月1日に平良市、城辺町、下地町、伊良部町、上野村が合併して宮古島市となった。

2 宮古福祉事務所の沿革

旧宮古保健所の沿革	旧宮古福祉事務所の沿革
昭和27年4月 琉球政府の設置に伴い、厚生局宮古保健所として元宮古群島政府慈善病院跡において業務を開始。	昭和27年4月 琉球政府創立と同時に宮古民生事務所として発足する。
11月 平良市字西里187番地に新庁舎竣工移転。	9月 地方庁設置法により、宮古地方庁社会課となる。
昭和28年4月 行政府事業部局組織法の改正により、厚生局は社会局となる。	昭和28年11月 社会福祉事業法が制定公布。
9月 社会局組織規則の公布により財政課、衛生課、保健予防課の3課が設置される。	昭和29年9月 琉球政府行政事務局組織法の改正により福祉地区ごとに福祉に関する事務所を設置。
昭和35年3月 社会局組織規則の一部改正により看護課を新設。保健予防課職員のうちで公衆衛生看護婦をもって看護課を構成する。	昭和29年10月 宮古地方庁社会課から宮古福祉事務所に改編される。
昭和36年8月 行政府事業部組織法の改正により社会局は厚生局となる。	昭和32年11月 琉球政府行政事務局組織法の改正により、庶務課と保護課の2課を新設。市内あけぼの旅館に事務所を置く。その後4回の移転を経て、昭和36年に宮古総合庁舎に移転。
昭和40年1月 フィラリア防遏本部が保健所内に設置される。	昭和47年5月 沖縄の本土復帰により、沖縄県宮古福祉事務所となる。
昭和43年1月 平良市字東仲宗根807番地に保健所新庁舎竣工移転。	昭和48年4月 平良市福祉事務所の新設に伴い、業務の一部を移管する。
5月 厚生局組織規則の一部改正により衛生監視員伊良部駐在所廃止。	6月 行政組織の一部改正により、福祉課を新設。老人、身障、児童、母子、精薄福祉5法のほか、婦人保護事業と家庭児童相談員を配置。
6月 佐良浜公看駐在所、多良間公看駐在所落成。	同月 庶務課を総務課と改称し、地域福祉担当指導員を配置。
7月 保健所に歯科診療業務開始される。	7月 平良市字下里853-1沖縄食糧販売合資会社2階に移転。
昭和47年5月 沖縄の本土復帰により沖縄県宮古保健所となる。	昭和53年4月 宮古総合庁舎に移転。福祉事務所の機構改革に伴い次長の職を置く。主事であった生活保護査察指導員を主任主事に改める。
同月 池間保健婦駐在が平良駐在から独立新設される。	6月 婦人相談員の業務の集中管理体制に基づき、婦人相談所へ業務を移管する。
昭和49年3月 池間保健婦駐在所落成。	昭和54年8月 主任主事が主査へ職名変更となる。
7月 乳幼児一斉健診開始。	昭和59年4月 福祉事務所の機構改革により、次長兼総務課長が次長兼保護課長となる。地域福祉担当指導員を廃止する。
昭和50年2月 医師官舎新築落成。	
昭和53年4月 組織規則の一部改正により次長の職を置き総務課を設置する。	
昭和54年 フィラリア防遏。	
昭和57年 巡回療育相談事業が小児発達センターの協力で開始。	
昭和57年11月 平良市字東仲宗根476番地に保健所現庁舎竣工。	
12月 現庁舎へ移転。	
昭和58年6月 沖縄県食品衛生協会宮古支部設立。	
昭和59年3月 多良間保健婦駐在所落成。	
昭和63年11月 フィラリア防圧記念第20回沖縄県公衆衛生大会開催及びフィラリア防圧記念碑建立。	
平成2年3月 犬一時抑留所落成。	
平成3年4月 脳卒中情報システム事業開始。「脳出血ゼロ作戦」を保健所・宮古地区医師会・市町村共催で実施。	
平成4年2月 宮古保健所管内健康まつり。	
平成5年1月 厚生省多目的コホート調査研究事業開始(10年計画)。	
平成5年3月 健康増進室施設落成。	
平成6年9月 宮古地区禁煙大会開催。	
平成7年7月 特定疾患医療費助成申請受付事務開始。	
12月 「東京～宮古HOT交流会」実施。	
平成8年9月 管内初の腸管出血性大腸菌感染症(0157・026)患者発生により感染症対策初動体制の確立。	
平成9年2月 保健所内部改装、ダイケア室、総合相談窓口設置。「失語症ライブ」開始。	
3月 保健婦駐在を制廃止。	
	平成5年4月 老人、身障の措置権を町村へ譲渡。
	平成6年4月 福祉事務所の組織再編により、総務課と福祉課を統廃合し、地域福祉課とする。
	平成7年4月 老人福祉法、身体障害者福祉法に基づく措置事務等に係る管内町村への指導監査業務が、県庁生活福祉部福祉総務課より移譲される。
	平成8年4月 沖縄県行政組織規則の一部改正により宮古支庁福祉課(企画開発部地域・離島振興局所属)となり、地域福祉係及び保護係の二係体制となる。町村立保育所措置事務等に係る指導監査業務が、県庁生活福祉部福祉総務課より移譲される。

(前ページからのつづき)

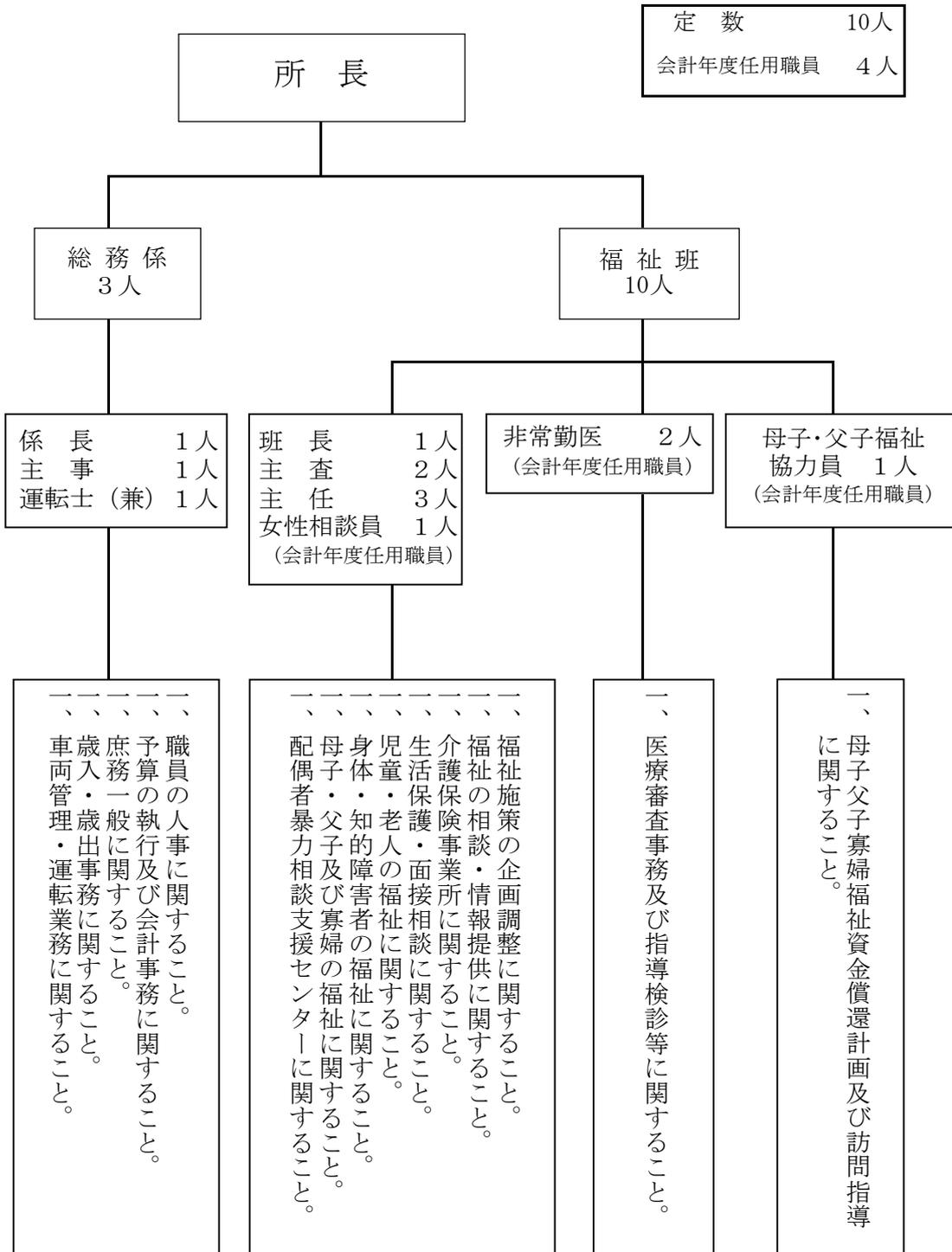
旧宮古保健所の沿革	旧宮古福祉事務所の沿革
<p>平成9年4月 組織規則の一部改正により、総務課（庶務班・企画情報班）、健康増進課（健康増進班・疾病予防班）、保健福祉課（精神保健福祉班・地域保健推進班）、生活環境課が設置される。</p> <p>10月 「全国失語症友の会宮古島交流会」開催。</p> <p>平成8年 地域保健推進特別対策事業。離島小規模～平成9年 模町村保健婦設置促進事業。管内町村保健婦の確保を図る。</p> <p>平成10年4月 多良間村保健婦確保困難のため保健婦業務委託（1年契約）。</p> <p>平成10年 地域保健特別対策事業「離島小規模町村保健婦確保対策事業」宮古広域事務組合での取り組み。</p> <p>平成9年 厚生科学研究事業「健康科学総合研究～平成11年 事業」分担研究「広域的障害者プランを中心としたモデル事業」。</p> <p>平成12年3月 障害者プラン策定支援活動報告書「PCMを用いた障害者支援活動報告～広域的障害者福祉計画策定に向けて」発刊。</p> <p>平成10年 厚生科学研究事業「こども家庭総合研究～平成12年 研究事業」分担研究「障害児の家族を含めた保健・医療ケアに関する研究」。</p> <p>平成12年11月 平成12年第2回厚生労働省多目的コホート班会議開催（全国会議）。</p> <p>平成13年3月 「宮古島における療育相談のあゆみ」発刊。</p> <p>平成13年9月 「全国地域生活支援ネットワークフォーラムin宮古」開催（保健・医療・福祉共催）。</p>	<p>平成9年4月 町村社会福祉協議会に対する指導監査業務が、県庁生活福祉部福祉総務課より移譲される。</p> <p>平成12年4月 身体障害児への補装具及び日常生活用具の給付事務が町村へ移譲される。</p>
<p>平成14年4月1日 宮古支庁福祉課と宮古保健所の組織統合により宮古福祉保健所がスタート</p>	
<p>平成14年9月 宮古断酒会10周年記念大会。</p> <p>平成14年11月 宮古地区精神障害者家族会福祉連合会（みどりの会）20周年記念大会。</p> <p>平成15年1月 麻疹患者全数把握事業開始。沖縄における「はしか0」プロジェクト行動計画開始。</p> <p>平成15年4月 身体障害者、知的障害者の施設利用が措置制度から支援費制度に移行。</p> <p>平成16年6月 厚生労働省多目的コホート研究第1回地域会議開催。</p> <p>平成16年10月 心臓検診の実施主体を宮古保健所から県立宮古病院に移行。</p> <p>平成17年10月 市町村合併（多良間を除く）に伴い、生活保護法、児童福祉法、特別児童扶養手当等、心身障害者扶養共済制度業務が宮古島市へ移譲される。</p> <p>平成18年3月 福祉課が宮古支庁舎から現在の場所へ移動。</p> <p>平成18年4月 沖縄県行政組織の一部改正により課体制から班体制に、所長直轄で企画調整スタッフが設置される。</p> <p>平成19年12月 「第一回宮古地区新型インフルエンザ対策想定訓練」実施。</p> <p>平成20年3月 一般健康診断業務終了。</p> <p>平成21年4月 沖縄県行政組織規則の一部改正により企画部宮古支庁宮古福祉保健所から福祉保健部宮古福祉保健所となる。</p> <p>平成21年7月 新型インフルエンザの流行。</p> <p>平成23年4月 福祉保健部の組織再編により企画調整スタッフを廃止。「庶務班」を「総務企画班」に改める。</p> <p>平成23年9月 「宮古断酒会20周年記念大会」を実施。</p> <p>平成25年1月 「歯科室」を改装し、25年7月から食品検査室として運用。</p> <p>平成26年3月 老朽化のため医師官舎を廃止する。</p> <p>平成26年4月 沖縄県行政組織規則の一部改正により、福祉保健部宮古福祉保健所から子ども生活福祉部宮古福祉保健所となる。</p>	
<p>平成28年4月1日 組織再編により宮古保健所が分離され宮古福祉事務所がスタート</p>	
<p>平成29年4月 宮古管内に中央児童相談所宮古分室が設置され、宮古福祉事務所長が宮古分室長を兼ねる。</p> <p>平成31年3月 宮古福祉事務所及び中央児童相談所宮古分室の事務所が宮古合同庁舎へ移転。</p>	

3 宮古福祉事務所に至るまでの歴代所属長

宮古福祉事務所の歴代所長（昭和27年度～平成7年度）			
砂川 寛亮	昭和27年4月	～	昭和27年9月
友利 克	昭和27年9月	～	昭和28年11月
喜名 章	昭和28年11月	～	昭和31年1月
垣花 正憲	昭和31年1月	～	昭和32年8月
砂川 朝用	昭和32年8月	～	昭和33年10月
石垣 正二	昭和33年11月	～	昭和35年2月
砂川 朝用	昭和35年3月	～	昭和44年1月
安谷屋 長明	昭和44年1月	～	昭和44年11月
比嘉 繁男	昭和44年11月	～	昭和45年6月
砂川 朝用	昭和45年7月	～	昭和47年4月
下地 恵修	昭和47年4月	～	昭和51年4月
砂川 夏男	昭和51年5月	～	昭和54年3月
友利 玄位	昭和54年4月	～	昭和55年3月
仲間 忠勝	昭和55年4月	～	昭和59年3月
下地 恵順	昭和59年4月	～	昭和61年3月
新里 武満	昭和61年4月	～	平成元年3月
仲間 忠勝	平成元年4月	～	平成3年3月
伊川 武徳	平成3年4月	～	平成4年3月
福原 貞雄	平成4年4月	～	平成7年3月
下地 徹	平成7年4月	～	平成8年3月
旧宮古支庁福祉課の歴代課長（平成8年度～平成13年度）			
下地 徹	平成8年4月	～	平成10年3月
渡真利 良栄	平成10年4月	～	平成12年3月
下地 常雄	平成12年4月	～	平成14年3月
旧宮古福祉保健所の歴代所長（平成14年度～平成27年度）			
高江洲 均	平成14年4月	～	平成18年3月
上原 真理子	平成18年4月	～	平成21年3月
高江洲 均	平成21年4月	～	平成23年3月
仲宗根 正	平成23年4月	～	平成26年3月
山川 宗貞	平成26年4月	～	平成28年3月
宮古福祉事務所の歴代所長（平成28年度～）			
中地 健三	平成28年4月	～	平成29年3月
野原 勝	平成29年4月	～	令和3年3月
渡久山 和之	令和3年4月	～	令和5年3月
宮城 石	令和5年4月	～	

4 宮古福祉事務所組織図(令和5年4月1日現在)

(1) 組織図



(2) 各班等の業務内容

〔総務係〕

- 1 職員の人事に関すること。
- 2 庶務細則に関すること。
- 3 監査に関すること。
- 4 宮古福祉事務所、宮古島市、多良間村連絡会議に関すること。
- 5 金銭分任出納員に関すること。
- 6 公印の管理に関すること。
- 7 苦情処理（県民意見箱）に関すること。
- 8 予算及び決算に関すること。
- 9 切手の管理に関すること。
- 10 歳入・歳出事務に関すること。
- 11 給与等及び報酬に関すること。
- 12 服務に関すること。
- 13 福利厚生に関すること。
- 14 研修に関すること。
- 15 備品の購入管理及び処分に関すること。
- 16 文書の收受及び整理、保存に関すること。
- 17 車両管理に関すること。
- 18 運転業務に関すること。

〔福祉班〕

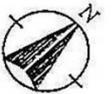
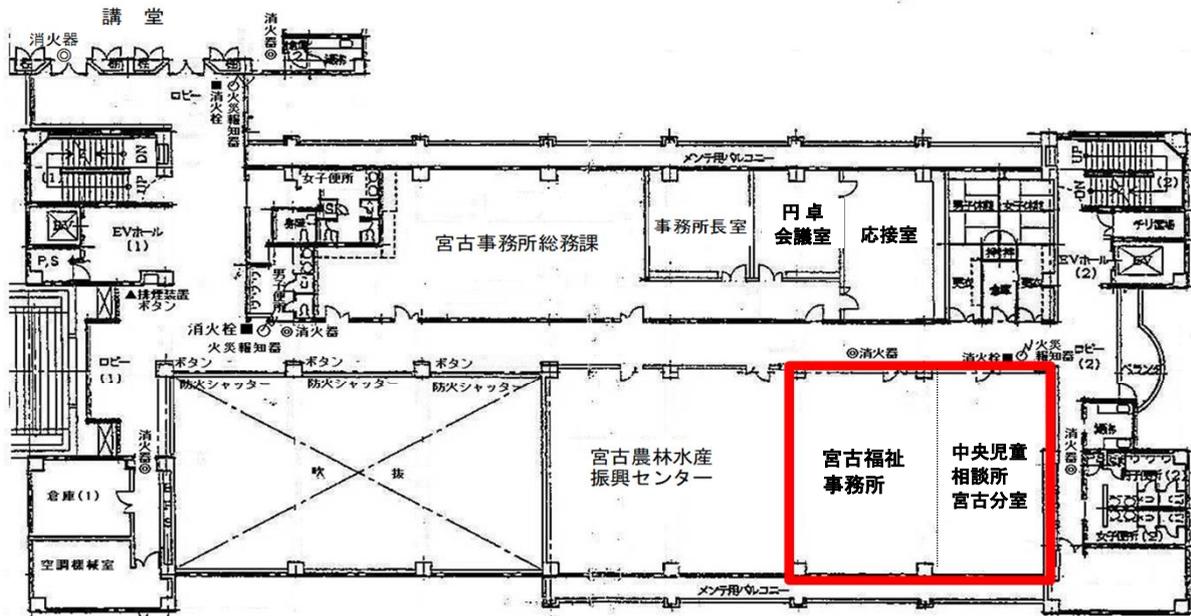
- 1 福祉施策の企画調整に関すること。
- 2 福祉の相談に関すること。
- 3 福祉の情報提供に関すること。
- 4 介護保険事業所に関すること。
- 5 社会福祉統計調査に関すること。
- 6 地域福祉計画の策定に関すること。
- 7 社会福祉事業施設、団体との連絡に関すること。
- 8 社会福祉に関する情報管理に関すること。
- 9 民生委員及び児童委員に関すること。
- 10 面接相談に関すること。
- 11 生活保護に関すること。
- 12 中国残留邦人等に対する支援給付に関すること。
- 13 児童の福祉に関すること。
- 14 身体障害者の福祉に関すること。
- 15 知的障害者の福祉に関すること。
- 16 老人の福祉に関すること。
- 17 母子・父子及び寡婦の福祉に関すること。
- 18 家庭児童福祉に関すること。
- 19 要保護女子の福祉及び相談に関すること。
- 20 配偶者暴力相談支援センターに関すること。
- 21 生活困窮者自立支援に関すること。
- 22 民生委員・児童委員生活困窮者等支援会議に関すること。

5 沖縄県宮古合同庁舎案内図

名称：沖縄県宮古合同庁舎
 所在地：沖縄県宮古島市平良字西里1125番地
 階数：地下1階、地上5階、塔屋1階
 延床面積：8,479.3m²
 建築面積：2,135.5m²



外観パース（西面）



- 火災報知器
- 消火栓
- ◎ 消火器
- ▲ 排煙装置ボタン

2階平面図

6 令和5年度歳入・歳出状況

(1) 令和5年度科目別歳入決算状況、対前年度比較

一般会計

(単位：円)

科目名		令和4年度	令和5年度	増△減額	前年度比
(款)	07分担金及び負担金	419,000	223,600	△ 195,400	53.4%
(項)	02負担金	419,000	223,600	△ 195,400	53.4%
(目)	02民生費負担金	419,000	223,600	△ 195,400	53.4%
(節)	03児童福祉施設負担金	419,000	223,600	△ 195,400	53.4%
(款)	14諸収入	0	0	0	—
(項)	02県預金利子	0	0	0	—
(目)	01県預金利子	0	0	0	—
(節)	01県預金利子	0	0	0	—
(款)	14諸収入	163,435	550,180	386,745	336.6%
(項)	08雑入	163,435	550,180	386,745	336.6%
(目)	06雑入	163,435	550,180	386,745	336.6%
(節)	063生活保護返還金	154,000	536,263	382,263	
(節)	899雑入	9,435	13,917	4,482	147.5%
合計		582,435	773,780	191,345	132.9%

母子父子寡婦福祉資金特別会計

(単位：円)

科目名		令和4年度	令和5年度	増△減額	前年度比
(款)	03諸収入	3,420,644	3,577,864	157,220	104.6%
(項)	02貸付金元利収入	3,420,644	3,570,646	150,002	104.4%
(目)	01母子寡婦福祉貸付金元利収入	3,420,644	3,570,646	150,002	104.4%
(節)	01貸付金元金収入	3,419,205	3,569,951	150,746	104.4%
(細節)	母子福祉貸付金元金収入	2,825,337	2,841,389	16,052	100.6%
(細節)	寡婦福祉貸付金元金収入	593,868	664,362	70,494	111.9%
(細節)	父子福祉貸付金元金収入	0	64,200	64,200	—
(節)	02貸付金利子収入	1,439	695	△ 744	48.3%
(細節)	母子福祉貸付金利子収入	1,439	695	△ 744	48.3%
(細節)	寡婦福祉貸付金利子収入	0	0	0	—
(細節)	父子福祉貸付金利子収入	0	0	0	—
(項)	03雑入	0	7,218	7,218	0.0%
(目)	01違約金及び延納利息	0	7,218	7,218	0.0%
(節)	01違約金及び延納利息	0	7,218	7,218	0.0%
(細節)	違約金及び延納利息(母子)	0	7,218	7,218	0.0%
(細節)	違約金及び延納利息(寡婦)	0	0	0	—
(細節)	違約金及び延納利息(父子)	0	0	0	—
合計		3,420,644	3,577,864	157,220	104.6%

(2) 令和5年度歳出予算科目別執行状況、対前年度比較

一般会計

単位：千円

款	項	目	予 算 令 達 額	執 行 額	執 行 率	前年度予算 令達額	対前年度 比
03	民生費		30,974	29,840	96.3%	28,908	107.1%
	01	社会福祉費	8,849	8,575	96.9%	9,200	96.2%
		01 社会福祉総務費	7,983	7,709	96.6%	8,509	93.8%
		02 障害者福祉費	426	426	100.0%	305	139.7%
		04 老人福祉費	183	183	100.0%	171	107.0%
		11 障害者自立支援諸費	257	257	100.0%	215	119.5%
	02	児童福祉費	7,222	6,522	90.3%	7,347	98.3%
		01 児童福祉総務費	4,000	3,713	92.8%	3,770	106.1%
		02 児童措置費	2,567	2,336	91.0%	3,155	81.4%
		03 母子福祉費	652	470	72.1%	422	154.5%
		04 児童福祉施設費	3	3	0.0%	0	0.0%
	03	生活保護費	14,903	14,743	98.9%	12,361	120.6%
		01 生活保護総務費	2,390	2,390	100.0%	2,434	98.2%
		02 生活保護扶助費	12,513	12,353	98.7%	9,927	126.1%
04	衛生費		1	1	100.0%	10	10.0%
	01	公衆衛生費	1	1	100.0%	10	10.0%
		03 ハンセン病対策費	1	1	100.0%	10	10.0%
	合	計	30,975	29,841	96.3%	28,918	107.1%

特別会計

単位：千円

01	民生費		10,020	7,591	75.8%	6,875	145.7%
	01	母子寡婦福祉費	10,020	7,591	75.8%	6,875	145.7%
		01 母子寡婦福祉費	10,020	7,591	75.8%	6,875	145.7%
	合	計	10,020	7,591	75.8%	6,875	145.7%

7 所内業務案内

令和5年度

業務内容		実施曜日	時 間		相談窓口 (電話)
			午 前	午 後	
福 祉 関 係	生活保護（多良間村）	月～金	8:30 ～12:00	1:00 ～5:15	0980-72-3771
	児 童 福 祉				
	母子・父子寡婦福祉				
	身 体 障 害 者 福 祉				
	知 的 障 害 者 福 祉				
	地 域 福 祉				
	ハンセン病療養所退所者相談				
	介護保険事業所に関する相談				
	生活困窮に関する相談 （多良間村）				
	婦人相談・配偶者暴力相談 （DV相談）	月～金	8:30 ～12:00	1:00 ～5:15	0980-72-3132 相談専用電話

Ⅱ 業務概要

- 1 生活保護
- 2 介護保険
- 3 障害者福祉
- 4 母子及び父子並びに寡婦福祉
- 5 児童福祉
- 6 地域福祉
- 7 配偶者暴力相談支援
- 8 生活困窮者自立支援



児童福祉週間 こいのぼり掲揚

福祉事務所の業務概要

近年、急速な少子・高齢化の進展の中で、社会福祉を取り巻く状況は大きく変化し、福祉に対するニーズは増大かつ複雑・多様化している。宮古福祉事務所は、このような福祉ニーズに対応していくため、管内の状況を的確に把握し、関係市村及び関係機関・団体との連携を密にしながら、きめ細かな住民福祉サービスの充実に努めている。

業務内容は、1 生活保護、2 介護保険、3 障害者福祉、4 母子及び父子並びに寡婦福祉、5 児童福祉、6 地域福祉、7 配偶者暴力相談支援、8 生活困窮者自立支援に係る業務である。

1 生活保護

国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立助長を目的とした生活保護法をもとに、生活保護の適切な運営・実施を確保するため、(1)保護の適正実施の推進、(2)要援護世帯に対する指導援助の充実、(3)医療・介護扶助の適正運営の確保、(4)組織的な運営管理の推進等の基本方針に沿って業務を行う。

2 介護保険

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市村、関係機関との連携に努め、(1)介護保険等事業計画の支援、(2)介護保険事業所の指定、実地指導を行う。

3 障害者福祉

障害者福祉の推進を図るため市村や関係機関・団体との連絡調整に努め、(1)障害者の自立に向けた社会参加のための各種イベントへの協力、(2)市村の地域自立支援協議会の支援、(3)障害者総合支援法の円滑かつ適正な運営確保を図るための管内市村指導及び障害福祉サービス事業者の実地指導、(4)特別障害者手当等支給を行う。

4 母子及び父子並びに寡婦福祉

母子及び父子並びに寡婦に対し、生活の安定と質の向上のため、母子父子寡婦福祉資金貸付事業により経済的自立及び生活意欲の助長を図る。また、市村、関係機関、福祉団体等との連携により実態把握に努める。(1)母子父子福祉協力員設置、(2)母子父子寡婦福祉資金の貸付、(3)貸付金償還の促進等の業務により母子及び父子並びに寡婦福祉の向上を図る。

5 児童福祉

児童福祉法に基づき、(1)管内児童の実態把握、(2)児童福祉施策の推進・支援、(3)児童福祉週間や諸行事を通じた児童福祉理念の周知、(4)市村立保育所及び多良間村保育行政に対する指導監査の業務により児童福祉の向上を図る。

6 地域福祉

社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会をはじめとする、関係機関・福祉団体等と連携をとり、地域福祉の向上を図る。

7 配偶者暴力相談支援

DV防止法に基づき、配偶者から暴力を受けた者の相談を受け被害者の尊厳を守りながら自立支援と解決策を提供する。

8 生活困窮者自立支援

県及び自立相談支援機関をはじめとする関係機関と連携し、支援計画の検証、住宅確保給付金の支給等、生活困窮者の自立の促進を図る。

宮古福祉事務所に関する月間・週間事業

令和5年度

行事名	期間	内容	対象者・参加者
発達障害啓発週間 世界自閉症啓発デー（4.2）	4.2～ 4.8	・ポスターの掲示	一般住民
児童福祉週間	5.5～ 5.11	・こいのぼり掲揚式（4/26） ・児童福祉週間ポスターの掲示	保育所 一般住民
民生委員・児童委員の日 活動強化週間	5.12～ 5.18	・所内への周知	所内職員 一般住民
・らい予防法による被害者の 名誉回復及び追悼の日 ・ハンセン病に関する正しい 知識を普及する月間	6.22 6月	・パネル展の実施（6/18～6/15） ・パンフレット、リーフレットの配布	一般住民
里親を求める運動	10.1～ 10.31	・ポスターの掲示 ・パンフレット、リーフレットの配布	一般住民
女性に対する暴力をなくす 運動	11.12～ 11.25	・ポスターの掲示 ・ポケットカードの配布	一般住民 相談業務関係者
児童虐待防止推進月間	11.1～ 11.30	・ポスターの掲示 ・パンフレット、リーフレットの配布	一般住民
障害者週間	12.3～ 12.9	・ポスターの掲示 ・パンフレット、リーフレットの配布	一般住民

1 生活保護

生活保護法は、昭和 25 年 5 月に日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき制定、施行され、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、さらに積極的にそれらの人々の自立助長を図ることを目的としている。

平成 17 年 10 月 1 日の宮古島市誕生（平良市と管内 4 町村＜城辺町、伊良部町、下地町、上野村＞との合併）に伴い、当所が所管するのは多良間村だけとなった。

多良間村について、昭和 25 年に 3,800 人を数えた人口は以後急激に減少し、平成 19 年には 1,400 人を割り込んだ後も穏やかに減少を続け、令和 3 年には 1,100 人を下回った。生活保護の状況については、平成 18 年度までは、世帯数、人員ともに大きな変動はなく、保護率 10%前後で推移してきたが、平成 19 年以降増加。令和 5 年度には児童のいる世帯の保護開始等、保護動向に変化が見られた。今後は高齢による死亡廃止等がある一方で、高齢による就労困難、預貯金の減少等での申請により、世帯数、人員ともに微増、微減を繰り返すものと予想される。

(1) 生活保護の状況

表1 人口、被保護世帯、被保護人員、保護率の推移 (年度平均)

		平成31年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
沖縄県	人口	1,478,888	1,483,778	1,484,325	1,484,240	1,483,962
	被保護世帯	29,568	30,716	30,947	31,573	32,174
	被保護人員	37,845	38,251	38,806	39,177	39,744
	保護率	25.59	25.78	26.14	26.39	26.78
宮古島市	人口	55,291	55,512	55,372	55,460	55,588
	被保護世帯	797	782	805	835	853
	被保護人員	990	958	983	1,023	1,049
	保護率	17.90	17.25	17.75	18.44	18.87
多良間村	人口	1,130	1,104	1,091	1,087	1,061
	被保護世帯	17	15	13	14	15
	被保護人員	20	19	16	19	24
	保護率	19.31	17.74	14.51	17.02	22.87

※保護率単位：‰（‰は 1,000 人に対する割合）

表2 宮古福祉事務所管内（多良間村）年度別、生活保護の種類別、被保護世帯及び人員の年次推移

(年度平均)

扶助種類	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		出産扶助		介護扶助		葬祭扶助		生業扶助	
	世帯	人員														
平成31年度	17	20	6	8	0	0	13	15	0	0	6	6	0	0	1	1
令和 2 年度	13	17	6	8	0	0	11	13	0	0	3	3	0	0	1	1
令和 3 年度	11	14	6	8	0	0	10	11	0	0	1	1	0	0	0	0
令和 4 年度	13	18	7	9	0	0	10	12	0	0	1	1	0	0	0	0
令和 5 年度	14	23	8	14	1	3	10	13	0	0	1	1	0	0	0	0

表3 市村別、世帯類型別、世帯数の状況 (令和5年度平均) (単位：世帯)

区分 市村別	総数		高齢者世帯		母子世帯		障害者世帯		傷病者世帯		その他世帯	
	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
宮古島市	851	100.0	582	68.4	21	2.5	82	9.6	75	8.8	91	10.7
多良間村	15	100.0	9	60.0	1	6.7	2	13.3	1	6.7	2	13.3
計	866	100.0	591	68.2	22	2.5	84	9.7	76	8.8	93	10.7

高齢者世帯が高い割合を占めている。

表4 市村別、労働力類型別世帯数の状況 (令和5年度平均) (単位：世帯)

区分 市村別	総数	稼働世帯						非稼働世帯
		総数	世帯主が働いている世帯				世帯員が働いている世帯	
			常用	日雇	内職	その他		
宮古島市	851	96	53	10	9	9	15	755
多良間村	15	2	0	0	0	2	0	13

※四捨五入の関係で、表3の総数と表4の総数が一致しないことがある。

表5 宮古福祉事務所管内（多良間村）生活保護申請・開始・廃止世帯数及び人員の年次推移

年度区分	保護申請 世帯数	開始		廃止	
		世帯数	人員	世帯数	人員
平成31年度	2	1	2	1	1
令和2年度	4	3	4	8	9
令和3年度	3	2	2	2	2
令和4年度	6	5	8	4	4
令和5年度	5	4	11	4	7

表6 宮古福祉事務所管内（多良間村）生活保護の開始理由別、世帯数の年次推移 (単位：世帯)

区分	総数	疾病によるもの		疾病によらないもの										転入		
		世帯主	世帯員	働いていた者の死亡	働いていたもの別離	働きによる収入の減少・喪失				要介護状態	社会保障給付金の減少・喪失	減送りの減少・喪失	預貯金等の減少・喪失		その他	
						定年・失業	老齢によるもの	事業不振・倒産	その他							
平成31年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0
令和3年度	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
令和4年度	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
令和5年度	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0

表6については、世帯主の疾病による収入の減・支出の増、預貯金等の減少・喪失が主な開始理由となっている。

表7 宮古福祉事務所管内（多良間村）生活保護の廃止理由別、世帯数の年次推移（単位：世帯）

	総 数	疾病の治癒		働 き に よ る 収 入 の 増 加	働 き 手 の 転 入	死 亡	失 踪	給 付 費 の 増 加	社 会 福 祉 保 障	収 入 の 増 加	仕 送 り 等 、 働 き に よ ら な い	親 類 ・ 縁 者 等 の 引 き 取 り	施 設 入 所	医 療 費 の 他 法 負 担	転 出	そ の 他	
		世 帯 主	世 帯 員														
平成31年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
令和2年度	8	0	0	0	1	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1
令和3年度	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
令和4年度	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
令和5年度	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0

表7については、各年度、死亡及び転出が主な廃止理由となっている。

表8 宮古福祉事務所管内（多良間村）年度別医療扶助人員の推移（年度平均）（単位：人）

年度	項目 被保護 人員	入 院				入 院 外				医療扶 助人員	医療扶 助率 (%)
		結核	精神	その他	計	結核	精神	その他	計		
平成31年度	20	0	0	0	0	0	0	15	15	15	75.00
令和2年度	19	0	0	0	0	0	0	12	12	12	63.16
令和3年度	16	0	0	1	1	0	0	10	10	11	68.75
令和4年度	19	0	0	1	1	0	0	11	11	12	63.16
令和5年度	24	0	0	1	1	0	1	11	12	13	54.17

※四捨五入の関係で、入院計及び入院外計の合計と医療扶助人員数が一致しないことがある。

表9 宮古福祉事務所管内（多良間村）診療報酬確定状況（単位：円）

	平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
入 院	11	3,665,254	14	7,178,970	16	4,522,725	6	3,078,277	13	5,204,985
入院外	203	4,510,710	167	3,857,846	127	2,091,782	157	2,380,350	146	3,323,504
歯科	36	541,030	38	436,040	19	265,760	27	614,520	26	802,420
調剤	22	1,471,200	13	899,552	5	15,132	34	3,570,230	17	140,130
訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	1	135,190
計	272	10,188,194	232	12,372,408	167	6,895,399	224	9,643,377	203	9,606,229
月平均	23	849,016	19	1,031,034	14	574,617	19	803,615	17	800,519

表10 宮古福祉事務所管内（多良間村）年度別生活保護費支出状況（単位：円）

扶助別	年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実 数	生活扶助	9,657,026	7,964,195	6,310,357	7,908,098
住宅扶助		1,031,232	1,286,760	1,057,493	1,331,449	1,596,870
教育扶助		0	0	0	0	124,800
介護扶助		313,133	101,914	6,722	45,476	203,506
医療扶助		233,776	143,320	120,000	353,495	488,514
出産扶助		0	0	0	0	0
生業扶助		83,400	84,960	0	0	0
葬祭扶助		0	0	0	0	346,350
保護費総額		11,318,567	9,581,149	7,494,572	9,638,518	12,352,821

※医療扶助費用については、表9：診療報酬確定額を除いた金額である。

2 介護保険

令和5年10月1日現在、宮古地域の高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は約27.8%と沖縄県全体約23.5%に比べて高齢化率が進んでいる。また、高齢者単身世帯も多い。高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保って生活できるよう、当所は、宮古島市や多良間村と協力しながら介護保険法及び老人福祉法に基づいて事業を実施している。

(1) 介護保険の利用者

平成12年度から始まった介護保険制度は、40歳以上の被保険者が保険料を支払い、介護が必要と認定された場合、その程度に応じて介護サービスを利用できる。

宮古地域では、第1号被保険者（65歳以上の被保険者）のうち、約17.1%が要介護・要支援認定を受けている。認定を受けた人の約78.7%がサービスを利用している。

表1 第1号被保険者数、認定者数及びサービス受給者数

令和5年度末現在

	宮古島市			多良間村			宮古地域合計		
	総数	65～74歳	75歳以上	総数	65～74歳	75歳以上	総数	65～74歳	75歳以上
第1号被保険者数	15,512	8,565	6,947	342	173	169	15,854	8,738	7,116
認定者数	2,676	390	2,286	38	5	33	2,714	395	2,319
認定者数／被保険者数	17.3%	4.6%	32.9%	11.1%	2.9%	19.5%	17.1%	4.5%	32.6%
受給者数	2,110	270	1,840	27	1	26	2,137	271	1,866
受給者数／認定者数	78.8%	69.2%	80.5%	71.1%	20.0%	78.8%	78.7%	68.6%	80.5%

出典：宮古島市、多良間村まとめ

表2 認定者（第1号被保険者、第2号被保険者）の要介護度・要支援度の分布

令和5年度末現在

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
宮古島市	267	315	355	524	449	534	280	2,724
多良間村	5	3	11	9	4	5	1	38
沖縄県	6,109	9,171	10,349	10,275	9,999	11,712	6,125	63,740

出典：厚生労働省 介護保険事業状況報告令和6年3月分（暫定）

(2) 業務管理体制整備について

平成21年5月の介護保険法の一部改正に伴って、介護保険事業者は法令遵守責任者の選任等を行い、業務管理体制（法令遵守体制）を整備しなければならない。当所は、業務管理体制の確認検査を、令和5年度には管内20者の法人に対して行った。

(3) 介護サービス事業者

当所では、介護保険法第 24 条に基づいて介護サービス事業者に対する運営指導を行っている。令和 5 年度は 27 事業所（30 サービス）に対して運営指導を行った。また事業所に対して、研修開催や第三者による評価を通して、常にサービスの質の向上を図るよう指導している。特に高齢者虐待について、介護従事者の理解を深め、発見、防止に努めるよう指導している。

表 3 新規指定及び指定更新等の実施状況（宮古福祉事務所申請受付分）

令和 5 年度末現在

	新規指定	指定更新	運営指導
訪問介護	3	2	16
通所介護	1	2	8
訪問看護	3	1	1
福祉用具貸与	1	0	0
特定福祉用具販売	1	2	0
通所リハビリテーション	0	0	2
介護予防訪問看護	3	2	1
介護予防福祉用具貸与	1	2	0
介護予防特定福祉用具販売	1	2	0
介護予防通所リハビリテーション	0	0	2
合計	14	13	30

表 4 宮古地域の地区別介護保険事業所等（県指定分）

令和 5 年度末現在

	平良	城辺	下地	上野	伊良部	多良間	合計
訪問介護	31	3	0	1	4	0	39
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	10	1	1	0	1	0	13
訪問リハビリテーション	2	0	1	0	1	0	4
通所介護	13	1	4	0	3	1	22
通所リハビリテーション	3	0	1	0	1	0	5
福祉用具貸与	6	0	1	0	1	0	8
特定福祉用具販売	6	0	1	0	1	0	8
居宅療養管理指導	14	0	1	2	1	0	18
短期入所生活介護	2	0	1	0	1	0	4
短期入所療養介護	1	0	1	0	0	0	2
特定施設入居者生活介護	4	0	0	0	0	0	4
介護老人福祉施設	3	0	1	0	1	0	5

	平良	城辺	下地	上野	伊良部	多良間	合計
介護老人保健施設	2	0	0	0	0	0	2
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	9	1	1	0	1	0	12
介護予防訪問リハビリテーション	2	0	1	0	1	0	4
介護予防通所リハビリテーション	3	0	1	0	1	0	5
介護予防福祉用具貸与	6	0	1	0	1	0	8
介護予防特定福祉用具販売	6	0	1	0	1	0	8
介護予防居宅療養管理指導	14	0	1	2	1	0	18
介護予防短期入所生活介護	2	0	1	0	1	0	4
介護予防短期入所療養介護	1	0	1	0	0	0	2
介護予防特定施設入居者生活介護	3	0	0	0	0	0	3
合 計	143	6	21	5	22	1	198

3 障害者福祉

平成 18 年度に障害者自立支援法の施行により、サービス体系が整理され、事務の実施主体が市町村に一元化された。平成 25 年 4 月 1 日より、障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が施行され、障害者の範囲に難病等が加わり一定の障害(身体障害、知的障害、精神障害、一部難病)を持つ人全てが障害福祉サービス等の対象になった。

(1) 自立支援給付に係る指導

ア 支給事務の実地指導(市、村)

市村の自立支援給付支給事務(各障害福祉サービス等)が円滑及び適正に実施されるよう、実地指導を 2 年に 1 回以上実施する。指導は、対象となる市村の指導指針に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からヒアリング方式で行う。

イ 事業所の実施指導

障害福祉サービス事業者等に対し、基準条例等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行う。

(2) 身体障害者福祉

身体障害者福祉法における「身体障害者」とは、身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳以上の者(18 歳未満は身体障害児)とされている。

ア 身体障害者(児)の実態

表 1 身体障害者手帳保持者数の年度別推移

(単位：人)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
宮古島市	2,307	2,247	2,291	2,263	2,899
多良間村	64	58	53	50	43
宮古全域	2,371	2,305	2,344	2,313	2,942

表 2 身体障害者手帳の障害別交付状況

令和 5 年度(単位：人)

市村別 \ 障害別	視覚	聴覚平衡	音声・言語・咀嚼	肢体	内部	総数
宮古島市	196	431	66	1,419	787	2,899
多良間村	2	6	1	15	19	43
宮古全域	198	437	67	1,434	806	2,942

※内部障害は、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害の合計である。

表 3 身体障害者(児)手帳の等級別交付状況

令和 5 年度(単位：人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	総数
視覚	59	71	9	17	29	13	198
聴覚	16	96	43	176	0	106	437
音声・言語・咀嚼	0	0	50	17	0	0	67
肢体	242	402	358	264	76	92	1,434
内部	470	7	111	218	0	0	806
総数	787	576	571	692	105	211	2,942

表 4 身体障害者手帳の年代別交付状況

令和 5 年度(単位：人)

障害別 市村別	視覚	聴覚平 衡	音声・言 語・咀嚼	肢体	内部	総数
65 歳以上	140	329	36	908	609	2,022
60～64	22	13	5	142	53	235
50～59	19	54	17	159	68	317
40～49	7	12	5	109	37	170
30～39	5	7	0	39	21	72
20～29	5	12	0	28	8	53
18～19	0	2	0	2	0	4
18 歳未満	0	8	4	47	10	69
総 数	198	437	67	1,434	806	2,942

イ 障害福祉サービス等利用状況 (知的障害者(児)含む)

表 5 障害福祉サービス等利用状況

令和 5 年度(単位：人)

サービス種類	宮古島市		多良間村		総数
	島内	島外	島内	島外	
居宅介護	167	1	0	0	168
重度訪問介護	6	0	0	0	6
同行援護	22	0	0	0	22
行動援護	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
療養介護	0	11	0	0	11
生活介護	176	13	0	0	189
短期入所	10	0	0	0	10
施設入所支援	109	13	0	0	122
共同生活援助	72	12	0	4	88
自立生活援助	0	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	1	0	0	1
就労移行支援	1	0	0	0	1
就労継続支援(A型)	94	0	0	0	94
就労継続支援(B型)	299	13	0	3	315
就労定着支援	0	0	0	0	0
地域移行支援	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0
計画相談支援	121	43	0	6	170
児童発達支援	82	0	0	2	84
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	123	0	0	0	123
保育所等訪問支援	3	0	0	0	3
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	0	0	0	0	0
医療型障害児入所施設	0	1	0	0	1
障害児相談支援	80	0	0	0	80
総 数	1365	108	0	15	1488

(3) 知的障害者福祉

知的障害者（児）とは、知的機能障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者とされており、社会的・経済的にも弱い立場にある。これら知的障害者（児）の福祉向上を図るため、療育手帳の交付等の施策が講じられている。

表 6 宮古地区の療育手帳保持者及び新規交付の年度別推移

年度	手帳保持者(児)数	新規交付件数
平成 31 年度	501	17
令和 2 年度	518	22
令和 3 年度	533	22
令和 4 年度	565	14
令和 5 年度	564	19

表 7 宮古地区における療育手帳交付状況

令和 5 年度(単位：人)

区分 地区村名	知的障害児					知的障害者					交付総数				
	A1	A2	B1	B2	計	A1	A2	B1	B2	計	A1	A2	B1	B2	計
宮古島市	7	14	25	49	95	54	121	158	132	465	61	135	183	181	560
多良間村	0	1	0	2	3	0	0	1	2	3	0	1	1	4	6
合計	7	15	25	51	98	54	121	159	134	468	61	136	184	185	566

※障害の程度：最重度「A1」、重度「A2」、中度「B1」及び軽度「B2」に区分する。

(4) 特別障害者手当等の支給

特別障害者手当等は在宅で生活している重度障害者に対し、経済的、精神的負担の軽減の一助として支給する援護措置である。

ア 対象者

(ア) 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の者。

(イ) 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の者。

(ウ) 経過的福祉手当

昭和 61 年 3 月 31 日現在において 20 歳以上であり、従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない者。(現在は新規認定は行っていない)

イ 手当額(月額)

令和 5 年度

(ア) 特別障害者手当

27,980 円

(イ) 障害児福祉手当

15,220 円

(ウ) 経過的福祉手当

15,220 円

表 8 特別障害者手当等の支給状況

令和 5 年度実績

区分	特別障害者手当		障害児福祉手当		福祉手当(経過措置)	
	実人員	金額(円)	実人員	金額(円)	実人員	金額(円)
宮古島市	102	35,648,380	27	4,788,800	0	0
多良間村	0	0	2	91,320	0	
総数	102	35,648,380	29	4,880,120	0	

(5) 心身障害者扶養共済制度

障害のある者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡、重度障害）のことがあった時、障害のある者に終身一定の年金を支給する共済制度で、本県は昭和 48 年から実施されている。なお、令和 5 年度の管内（多良間村）において、本制度の加入者はいない。

(6) 障害者の相談支援体制整備

障害者総合支援法により、障害者のニーズを的確に把握し、そのニーズに応えるために相談支援体制の構築を協議、検討する場として、都道府県及び市町村において、地域自立支援協議会を設置することになっている。

県においては、圏域における自立支援連絡会議を設置し、地域の自立支援協議会の設置を支援することにより、県全体の相談支援体制の構築を図るとともに、市町村の相談支援体制と連携していく。

宮古圏域障害者自立支援連絡会議では、圏域内市村及び障害福祉サービス事業所等の関係機関が構成員となり、互いに連携・協議しながら圏域内の障害福祉推進における課題の解決に取り組む。

令和 5 年度開催状況

- ・宮古島市地域自立支援協議会（3回）※平成 19 年 12 月設置
- ・多良間村地域自立支援協議会（8回）※平成 20 年 2 月設置
- ・宮古圏域障害者自立支援連絡会議（1回）

圏域でまとめられた課題について、沖縄県障害者自立支援協議会において討議される。

4 母子及び父子並びに寡婦福祉

近年の厳しい経済状況の中、ひとり親家庭は、生計を維持するための十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多い。

当所では、母子・父子自立支援員による相談事業や、自立支援教育訓練給付金事業による就業支援、母子父子寡婦福祉資金貸付事業により経済的自立の助成と生活意欲の助長を図っている。また、市村、関係機関、福祉団体と連携をとりながら、ひとり親家庭の福祉の向上に努めている。

(1) ひとり親世帯の状況

令和5年度末における宮古全域の総世帯数 30,587 世帯のうちひとり親世帯数は 817 世帯で、総世帯数に占めるひとり親世帯の割合は 2.7%となっている。

ひとり親世帯になった原因別では、離婚が 693 世帯 (84.8%) と最も多く、次いで未婚の母が 101 世帯 (12.4%)、死別が 6 世帯 (0.7%)、障害及び疾病が 3 世帯 (0.4%) の順となっている。

また、母子・父子世帯 817 世帯のうち 24 世帯 (2.9%) が、生活保護を受給している。

表1 ひとり親世帯の状況

各年度末現在

区分 年度	総 世帯数 A	ひとり親 世帯数 B	比率 B/A	死別 C	比率 C/B	生別 D	比率 D/B	生別の原因				
								離婚	遺棄	未婚 の母	障害及 び疾病	その他
平成31年度	27,842	874	3.1%	9	1.0%	865	99.0%	695	0	127	9	36
令和2年度	28,682	865	3.0%	8	0.9%	855	98.8%	705	0	109	6	37
令和3年度	29,061	828	2.8%	5	0.6%	823	99.4%	703	0	97	3	20
令和4年度	29,884	813	2.7%	4	0.5%	809	99.5%	700	0	92	3	14
令和5年度	30,587	817	2.7%	6	0.7%	811	99.3%	693	0	101	3	14

表2 地区別ひとり親世帯の状況

令和5年度末現在

区分 地区別	総 世帯数 A	ひとり親 世帯数 B	比率 B/A	死別 C	比率 C/B	生別 D	比率 D/B	生別の原因				
								離婚	遺棄	未婚 の母	障害及 び疾病	その他
宮古島市	30,048	806	2.7%	6	0.7%	800	99.3%	685	0	98	3	14
多良間村	539	11	2.0%	0	0.0%	11	100.0%	8	0	3	0	0
計	30,587	817	2.7%	6	0.7%	811	99.3%	693	0	101	3	14

表3 地区別ひとり親世帯の生活保護受給状況

令和5年度末現在

	宮古島市	多良間村	計
ひとり親世帯数	806	11	817
母子世帯数	740	10	750
生活保護受給世帯	20	1	21
父子世帯数	66	1	67
生活保護受給世帯	3	0	3
保護率	2.9%	9.1%	2.9%

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ア 母子福祉資金の貸付

母子福祉資金とは、配偶者のない女子で現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために貸し付ける資金である。

表4 母子福祉資金年度別貸付状況

(単位：千円)

資金別	平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金										
事業継続資金										
修学資金	5	3,715	7	5,212	5	2,427	8	4,278	9	5,265
技能習得資金										
修業資金										
就職支度資金	1	100								
医療介護資金										
生活資金										
住宅資金										
転宅資金			1	200					1	93
就学支度資金	2	250	1	100	1	370	5	1,480	5	2,117
結婚資金										
計	8	4,065	9	5,512	6	2,797	13	5,758	15	7,475

イ 父子福祉資金の貸付

父子福祉資金とは、配偶者のない男子で現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために貸し付ける資金である。

平成26年10月1日から父子福祉資金の貸付が開始された。

表5 父子福祉資金年度別貸付状況

(単位：千円)

資金別	平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金										
事業継続資金										
修学資金			1	540	1	420	2	956	1	116
技能習得資金										
修業資金										
就職支度資金										
医療介護資金										
生活資金										
住宅資金										
転宅資金										
就学支度資金			1	280			1	120		
結婚資金										
計	0	0	2	820	1	420	3	1,076	1	116

ウ 寡婦福祉資金の貸付

寡婦福祉資金とは、配偶者のない女子であり、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者、又はその者が扶養する20歳以上の子、その他これに準ずる者の経済的自立を支援するための資金である。

表 6 寡婦福祉資金年度別貸付状況

(単位：千円)

資金別	年度別		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金												
事業継続資金												
修学資金	1	1,152										
技能習得資金												
修業資金												
就職支度資金												
医療介護資金												
生活資金												
住宅資金												
転宅資金												
就学支度資金												
結婚資金												
計	1	1,152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エ 貸付金の償還状況

母子寡婦福祉資金の償還状況は、償還率が4割前後で推移している。償還金が貸付金の原資となるため、本資金の円滑な運営を図るためにも償還推進が重要な課題となっており、督促月間を設け滞納者への償還指導を行っている。

表 7 年度別償還状況

(単位：円)

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子福祉資金	調定額	9,434,742	8,368,335	7,839,205	7,645,959	7,468,222
	収入済額	4,128,709	3,139,536	2,895,589	2,826,776	2,849,302
	償還率	43.8%	37.5%	36.9%	37.0%	38.2%
	未収入額	5,306,033	5,228,799	4,943,616	4,819,183	4,618,920
寡婦福祉資金	調定額	651,024	779,773	779,988	593,868	664,362
	収入済額	420,392	683,653	779,988	593,868	664,362
	償還率	64.6%	87.7%	100.0%	100.0%	100.0%
	未収入額	230,632	96,120	0	0	0
父子福祉資金	調定額					64,200
	収入済額					64,200
	償還率					100.0%
	未収入額					0
合計	調定額	10,085,766	9,148,108	8,619,193	8,239,827	8,196,784
	収入済額	4,549,101	3,823,189	3,675,577	3,420,644	3,577,864
	償還率	45.1%	41.8%	42.6%	41.5%	43.6%
	未収入額	5,536,665	5,324,919	4,943,616	4,819,183	4,618,920

オ 母子・父子福祉協力員

母子・父子福祉協力員は、母子父子寡婦福祉資金の円滑適正な償還を図るため、母子家庭等に対し、償還計画及び支払いについて訪問指導を行うとともに、担当区域内の母子家庭等の把握に努め、その福祉の増進を図ることを職務とする。

母子・父子福祉協力員は、沖縄県母子・父子福祉協力員規程に基づき知事が委嘱し、当所には1名配置されている。

表 8 母子・父子福祉協力員活動状況

令和5年度

勤務日数（日）	活動件数（件）
48	103

(3) 相談支援事業

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭や寡婦からの相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上、求職活動に関する支援を行うこと等を職務としている。

当所には、母子・父子自立支援員が1名設置されている。

表 9 相談・指導状況

令和5年度（単位：件）

区分	生活一般						児童					生活援護							その他					合計	
	住宅	医療	家庭紛争	就労	結婚	その他	養育	教育	非行	就職	その他	母子福祉資金	寡婦福祉資金	父子福祉資金	公的年金	児童扶養手当	生活保護	税	その他	売店設置	たばこ販売	母子世帯向公営住宅	母子福祉施設の利用		母子生活支援施設
件数	1	0	50	0	0	0	2	0	0	0	0	199	4	23	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	282

(4) 沖縄県自立支援教育訓練給付金事業

本事業は、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援することで、自立の促進を図ることを目的としている。

当所では、多良間村に住所を置く母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談及び申請を受け付けている。なお、支給対象者は次の各号の要件の全てを満たす者とする。

ア 対象者

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にあること。
- ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められること。
- ・過去に本制度の支給を受けたことがないこと。
- ・受講しようとする講座を理由に高等職業訓練促進貸付金の貸付を受けていないこと。

イ 対象となる講座

雇用保険法による「一般教育訓練給付金」「特定一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金」の各指定教育訓練講座のうち、資格取得を要件とする講座

表3 家庭児童相談室における年度別相談件数（延件数）各年度末現在

年度	種別	習性 格等・ 生活	知能・ 言語	学校 生活等	非 行	家 庭 関 係	環 境 福 祉	障 害	そ の 他	計
平成31年度		0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度		0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度		0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度		0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度		0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 助産施設

助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、必要な助産を受けさせるための児童福祉施設である。

平成16年度より、県立病院分は市の入所措置決定の場合でも、助産費用の支弁は県が行うこととなった。

表4 助産施設設置状況 令和5年度末現在

施設名	設置主体	種別	ベッド数	所在地
宮古病院	県	第一種	2	宮古島市平良字下里427-1

表5 市村別助産施設入所措置件数 各年度末現在

	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
宮古島市	7	5	4	11	5
多良間村	0	0	0	1	0
計	7	5	4	12	5

(2) 児童福祉行政（入所事務・公立保育所）指導監査

指導監査は、知事が保育行政の実施機関における保育所の保育所運営費負担金等についての事務処理状況及び保育所の運営について、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別に明らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずること等により、保育行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。

令和5年度の児童福祉行政指導監査実施施設は次のとおりである。

入所事務・・・多良間村役場

公立保育所・・・宮古島市（東保育所、佐良浜保育所、西城保育所、上野こども園、下地こども園、伊良部こども園）

多良間村（多良間保育所）

表6 保育所設置状況 令和5年度末現在

	公立保育所		法人保育所		認可外保育施設		計	
	設置数	児童数（定員）	設置数	児童数（定員）	設置数	児童数	設置数	児童数
宮古島市	6	344(523)	36	1764(2021)	14	148	56	2,256
多良間村	1	19(45)					1	19
計	7	363(568)	36	1764(2021)	14	148	57	2,275

6 地域福祉

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき地域福祉を増進することを目的として、市町村の区域におかれている民間奉仕者として厚生労働大臣から委嘱されるもので、任期は3年となっている。その職務は、地域住民の生活状況を把握し、要保護者の相談に応じその自立更生を援助するとともに、各行政機関の業務に協力することである。

ア 宮古管内(宮古島市・多良間村)民生委員・児童委員の活動状況 令和5年度

表1 内容別相談・支援件数

相談内容	支援件数	構成比(%)
在宅福祉	101	2%
介護保険	50	1%
健康・保健医療	323	7%
子育て・母子保健	321	7%
子どもの地域生活	291	6%
子どもの教育・学校生活	508	11%
生活費	87	2%
年金・保険	21	0%
仕事	58	1%
家族関係	182	4%
住居	42	1%
生活環境	227	5%
日常的な支援	1,264	27%
その他	1,159	25%
計	4,634	100%

表2 分野別相談・支援件数

相談内容	支援件数	構成比(%)
高齢者に関する事	2,209	48%
障害者に関する事	324	7%
子どもに関する事	1,218	26%
その他	883	19%
計	4,634	100%

表3 その他の活動件数

活動内容	活動件数	構成比(%)
調査・実態把握	529	5%
行事・事業・会議への参加協力	1,416	14%
地域福祉活動・自主活動	6,123	58%
民児協運営・研修	2,046	20%
証明事務	303	3%
要保護児童の発見の通告・仲介	64	1%
総数	10,481	100%

表4 活動等の総合計件数

活動内容	回数・日数
訪問回数	7,655 回
連絡調整回数	6,369 回
活動日数	13,182 日

※四捨五入の関係で構成比が100%にならないことがある。

イ 宮古管内民生委員・児童委員協議会会長・副会長名簿

令和5年度末現在

民児協名	役職名	氏名	電話番号	担当地区名
平良第一民児協	会長	上地 栄作	72-3193	漲水・北西里・根間・下屋・仲屋・旭・高阿良・東川根・仲保屋・保里・荷川取・宮原・高野・添道・下崎・成川・福山・西原・大浦・大神・島尻・狩俣・池間・前里
	副会長	仲宗根啓子		
	〃	大川 艶子		
平良第二民児協	会長	下地 榮子	72-3193	南西里・神屋・大三俣・上角・前比屋・出口・大原・馬場・腰原・羽立・東・栄・富名腰・久貝・松原・七原・地盛・山中・野原越・細竹・盛加
	副会長	添石 久子		
	〃	宮國 芳美		
城辺民児協	会長	砂川美枝子	77-7930	保良・吉野・新城・七又・皆福・福東・福中・福西・福北・福南・西東・仲原・加治道・比嘉・長北・長南・長中・西西・吉田・上区・西中・下南・砂川・友利
	副会長	西里 政江		
	〃			
伊良部民児協	会長	長嶺 吉和	78-5973	伊良部・仲地・国仲・長浜・佐和田・池間添・前里添
	副会長	宮國三代子		
下地・上野民児協	会長	砂川 明有	76-2270	来間・川満・洲鎌・与那覇・上地・高千穂・入江・嘉手苺・宮国・名加山・大嶺・上野・野原・高田・豊原・新里・千代田
	副会長			
多良間村民児協	会長	照屋 健市	79-2679	大木・吉川・大道・嶺間・仲筋
	副会長			

ウ 宮古管内民生委員・児童委員配置状況

令和5年度末現在

	定数	現員	男性	女性
平良第一民児協	32 (2)	27 (2)	7 (2)	20 (0)
平良第二民児協	35 (2)	32 (2)	5 (0)	27 (2)
城辺民児協	24 (2)	23 (2)	9 (2)	14 (0)
伊良部民児協	21 (2)	20 (2)	4 (0)	16 (2)
下地・上野民児協	18 (2)	14 (2)	3 (0)	11 (2)
多良間村民児協	5 (1)	4 (2)	3 (1)	1 (1)
合計	135 (11)	120 (12)	31 (5)	89 (7)

※()は、主任児童委員の人数である。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、社会福祉事業法に基づき、都道府県、各市町村に設置されている機関である。福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として設置されている。

ア 宮古管内社会福祉協議会

名称	住所	電話
宮古島市社会福祉協議会	宮古島市城辺字西里添788-3	0980-77-8661
宮古島市社会福祉協議会平良支所	宮古島市平良字下里442	0980-72-3193
宮古島市社会福祉協議会城辺支所	宮古島市城辺字西里添788-3	0980-77-7930
宮古島市社会福祉協議会下地支所	宮古島市下地字上地628-7	0980-76-2270
宮古島市社会福祉協議会上野支所	宮古島市上野字新里420-2	0980-76-2540
宮古島市社会福祉協議会伊良部支所	宮古島市伊良部字前里添1101	0980-78-5973
多良間村社会福祉協議会	多良間村字仲筋160	0980-79-2679

(3) ハンセン病対策

ハンセン病は感染力も弱く、現代の医学では完治する病気であるが、国の患者隔離政策により長期に渡り強制的に収容されたため、「ハンセン病国賠訴訟熊本判決」後においても未だ偏見や差別が根強く残っている。

ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病患者・元患者の名誉回復を図るため、国民に対してハンセン病問題に対する正しい知識の啓発普及に努めている。

ア 宮古島内での主な普及啓発活動

令和5年度

普及啓発内容	実施主体	実施日
「ハンセン病に関する正しい知識を普及する月間」パネル展	宮古福祉事務所・宮古島市(共催) 資料提供：公益財団法人沖縄県ゆうな協会、国立療養所宮古南静園、宮古南静園入園者自治会、ハンセン病と人権市民ネットワーク宮古、ゆうな相談センター宮古	6月

イ 宮古南静園退所者連絡会議の設置

県では、平成14年より退所者の社会生活の支援を図るため相談窓口を設置している。しかしながら、相談者にとっては相談を行うための環境が不十分で、利用しやすい窓口とは言えず、形骸化しているのが現状である。

そこで、平成21年度に関係機関等が集まり、現在の相談窓口の問題点等を挙げ、退所者が利用しやすい相談窓口にするための意見交換を行い、平成22年度以降定期的な連絡会議を開催することとなった。

連絡会議の構成員

①宮古南静園	自治会 退所者の会 福祉室	③みやこ・あんなの会 ④宮古島市健康増進課 ⑤沖縄県宮古福祉事務所
②ハンセン病と人権市民ネットワーク宮古		⑥その他、連絡会議が必要と認める者

ウ 相談窓口

県内のハンセン病相談窓口

機関名称	電話番号
公益財団法人 沖縄県ゆうな協会	098-832-9528
ゆうな相談センター宮古	080-9853-4577
国立療養所 沖縄愛楽園	0980-52-8331
国立療養所 宮古南静園	0980-72-5321
沖縄県保健医療部地域保健課	098-866-2215
北部福祉事務所(地域福祉班)	0980-52-0051
中部福祉事務所(生活保護第1班)	098-938-9709
南部福祉事務所(地域福祉班)	098-889-6364
宮古福祉事務所(福祉班)	0980-72-3771
八重山福祉事務所(福祉班)	0980-82-2330

県外のハンセン病相談窓口

機関名称/電話番号
厚生労働省 健康局難病対策課 03-5253-1111(内2369)

7 配偶者暴力相談支援

県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法）に基づき、平成14年度に女性相談所が配偶者暴力相談支援センターとして位置づけられ、平成18年度に北部福祉保健所、八重山福祉保健所及び宮古福祉保健所、平成23年度に中部福祉保健所及び南部福祉保健所にその機能が付与された。※現在の福祉事務所

(1) 配偶者暴力相談支援センターの業務内容

当所では、DV防止法第3条第3項に基づき、次の業務を行っている。

- ア 被害者に関する各般の問題についての相談
- イ 被害者及びその同伴する家族の一時保護等に関する諸手続
- ウ 被害者が自立して生活することを促進するための各制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡等
- エ 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡等
- オ 被害者を居住させて保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等

(2) 相談状況

表1 主訴別受付状況

区分 年度	人間関係													同居問題	移住先なし	経済関係				医療関係				不純異性行為	売春強要	暴力団関係・ヒモ	5条違反	合計				
	夫等			子ども		親族			交際相手				生活困窮			サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他										
	夫等の暴力	薬物の中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他の者の暴力	その他	交際相手からの暴力	暴力											同性の交際相手からの						その他	家庭不和	その他の暴力	男女関係
H31	54	0	15	57	2	0	0	0	1	1	0	0	0	4	6	2	10	10	0	9	0	0	2	0	7	0	1	0	0	0	0	181
R2	89	0	4	49	0	0	1	0	0	0	1	0	8	4	0	1	1	15	0	8	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	182
R3	168	0	9	29	0	0	4	0	0	0	24	0	2	0	0	0	5	8	0	14	0	0	0	0	39	0	0	0	0	0	0	302
R4	107	0	2	17	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	134	
R5	222	0	7	3	0	0	0	34	0	1	8	0	1	8	1	1	9	5	0	7	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	310

表2 経路別受付状況

区分	本人自身	警察関係	法務関係	他府県の婦人相談員	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関			社会福祉施設	医療機関		教育関係	労働関係	縁故者・知人等	その他	合計
							児童相談所	民生委員	その他		保健所	医療施設					
H31年度	168	5	1	3	5	1	0	0	3	0	0	2	0	0	2	0	190
	(64)	(4)	(0)	(2)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(74)	
R2年度	172	1	1	0	2	0	0	0	2	0	0	2	0	1	0	181	
	(94)	(1)	(1)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(102)	
R3年度	294	4	1	0	3	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	307	
	(197)	(4)	(1)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(210)		
R4年度	74	20	8	1	5	0	2	0	8	0	3	2	1	0	6	134	
	(66)	(18)	(8)	(1)	(5)	(0)	(2)	(0)	(6)	(0)	(3)	(2)	(1)	(0)	(6)	(118)	
R5年度	175	31	14	0	36	10	3	0	30	0	3	1	1	0	1	310	
	(129)	(22)	(13)	(0)	(27)	(2)	(0)	(0)	(20)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(216)	

上段は相談件数。カッコ内は、全相談のうち内容がDVに関する相談であるものの件数

8 生活困窮者自立支援

生活保護に至るおそれがある者（以下、「生活困窮者」という）を対象に包括的な支援を行う、生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月 1 日から施行された。県では、必須の 2 事業（自立相談支援事業、住宅確保給付金）及び任意事業を 5 事業（就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、就労訓練事業、生活困窮世帯の子どもの学習支援事業）を実施している。

(1) 自立相談支援事業

自立相談支援事業とは次に掲げる事業をいう。

- ア 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業
- イ 生活困窮者に対し、法第 16 条第 3 項に規定する認定就労訓練事業の利用についてのあっせんを行う事業
- ウ 生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成等の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助を行う事業をいう（法第 3 条第 2 項）。

(2) 住居確保給付金

生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう（法第 3 条第 3 項）。

厚生労働省令で定める事由は、事業を行う個人が当該事業を廃止した場合又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会の減少である（則第 3 条）。

(3) 就労準備支援事業

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう（法第 3 条第 4 項）。

本事業においては、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を目的として、生活リズムを整える、他者と適切なコミュニケーションを図ることが出来るようにするなどといった日常生活自立・社会生活自立に関する支援から、就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった就労自立に関する支援までを計画的かつ一貫して提供する。

(4) 一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう（法第 3 条第 6 項第 1 号）。

厚生労働省令で定める便宜は、衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供である（則第 8 条）。

実施形態については、①借上方式、②施設方式が考えられ、借上方式は、旅館やホテル、アパート等を借り上げて実施するものであり、施設方式は、専用の施設である、自立支援センター等を設置して、一時生活支援事業と自立相談支援事業を一体的に実施するもの等である。

なお、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することが出来る民間団体に、その

全部又は一部を委託することが可能である。

(5) 家計改善支援事業

生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう（法第3条第5項）。

家計管理に関する支援（家計表やキャッシュフロー表等の活用や出納管理の支援を行い、家計収支の均衡を図る）、滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口と連携等）、貸付のあっせんを家計支援計画（家計再生プラン）に基づき総合的に実施する。

(6) 就労訓練事業

就労訓練事業は、社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者組合、NPO法人、株式会社等が自主事業として実施する事業であり、一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要のある者を受け入れ、その状況に応じ、適切な配慮の下、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を実施するものである。

就労訓練事業における就労の形態には、雇用契約を締結せずに訓練として就労を体験する段階（以下「非雇用型」という。）と雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う段階（以下「雇用型」という。）がある。非雇用型、雇用型のどちらで就労訓練事業の利用を開始するかについては、自立相談支援機関が事業者や利用者の意向等を踏まえつつ判断し、福祉事務所設置自治体が最終的に決定する。

(7) 子どもの学習・生活支援事業

子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う事業。

Ⅲ 資料編

- 1 市町村別人口の推移
- 2 市村別人口の構成
- 3 宮古地域の高齢者の概況
- 4 児童人口



管内人口の状況

1 市町村別人口の推移

年次	管内総数	宮古島市	平良市	城辺町	下地町	上野村	伊良部町	多良間村
昭和50年	57,762	—	29,301	10,883	3,116	3,493	9,164	1,805
昭和55年	60,464	—	32,924	10,203	3,017	3,500	9,153	1,667
昭和60年	60,167	—	33,406	9,671	2,921	3,502	9,035	1,632
平成2年	57,458	—	33,124	8,564	2,892	3,227	8,155	1,496
平成7年	56,248	—	33,387	7,896	3,045	3,179	7,424	1,317
平成12年	55,805	—	33,726	7,649	3,206	3,183	6,709	1,332
平成17年	55,200	—	34,190	6,879	3,225	3,274	6,236	1,396
平成18年	54,442	53,127	—	—	—	—	—	1,315
平成19年	54,021	52,734	—	—	—	—	—	1,287
平成20年	53,626	52,352	—	—	—	—	—	1,274
平成21年	53,478	52,222	—	—	—	—	—	1,256
平成22年	53,452	52,203	—	—	—	—	—	1,249
平成23年	53,209	52,024	—	—	—	—	—	1,185
平成24年	53,122	51,959	—	—	—	—	—	1,163
平成25年	53,036	51,885	—	—	—	—	—	1,151
平成26年	52,732	51,614	—	—	—	—	—	1,118
平成27年	52,441	51,356	—	—	—	—	—	1,085
平成28年	52,164	50,997	—	—	—	—	—	1,167
平成29年	52,343	51,180	—	—	—	—	—	1,163
平成30年	52,456	51,299	—	—	—	—	—	1,157
平成31年	53,289	52,176	—	—	—	—	—	1,113
令和2年	53,510	52,420	—	—	—	—	—	1,090
令和3年	53,912	52,850	—	—	—	—	—	1,062
令和4年	53,967	52,903	—	—	—	—	—	1,064
令和5年	54,097	53,056	—	—	—	—	—	1,041

資料：沖縄県企画部統計課HP「沖縄県統計資料WEBサイト」各年10月1日時点の人口（平成17年は9月1日時点）

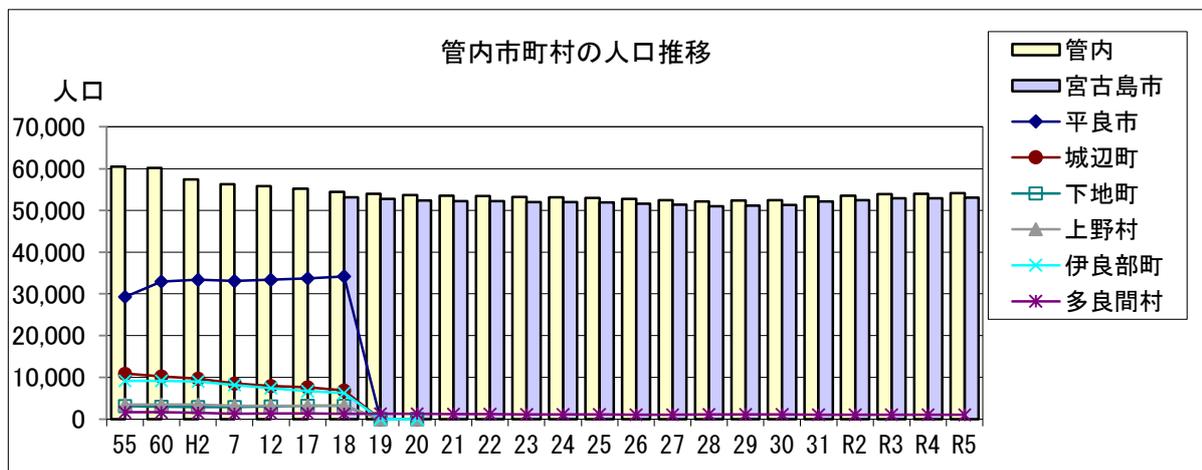
2 市町村別人口の構成

各項目	面積 (Km ²) A	人 口			性比 B/C×100	人口密度 (人/Km ²) (B+C)/A	世帯数 D	1世帯 当たりの人口 (B+C)/D
		男 B	女 C	総数 B+C				
管内	225.90	27,257	26,840	54,097	101.55	239	26,472	2.04
宮古島市	203.90	26,686	26,370	53,056	101.2	260	25,985	2.04
多良間村	22.00	571	470	1,041	121.5	47	487	2.14

※面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」令和5年10月1日時点

※人口及び世帯数は沖縄県企画部統計課ホームページ「沖縄県統計資料WEBサイト」の「推計人口」

令和5年10月1日時点



3 宮古地域の高齢者の概況

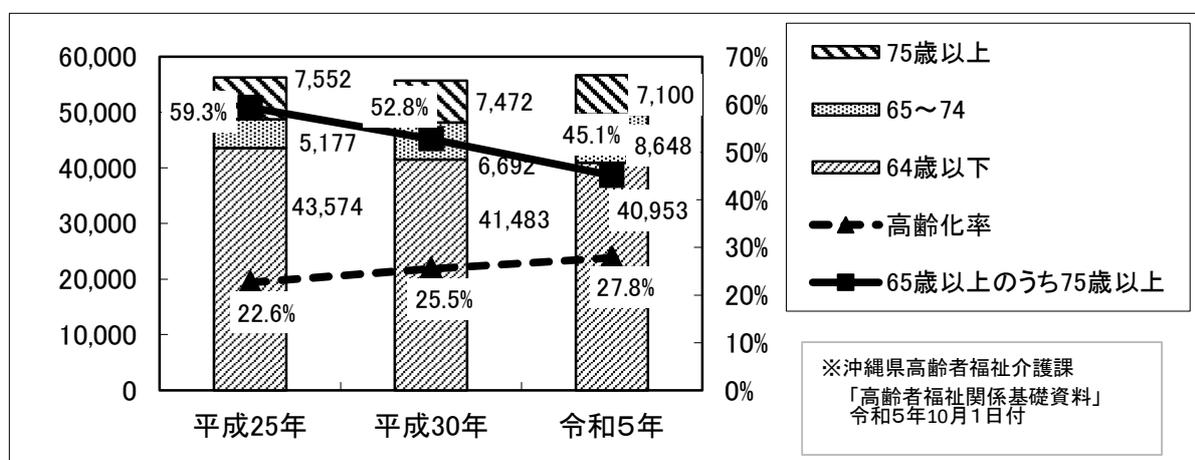
(1) 管内高齢者の人口

令和5年度末現在

	総人口	高齢者数									高齢化率	高齢単身世帯
		総数	65～74		75～84		85～99		100以上			
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
宮古島市	55,026	15,555	4,353	4,232	1,909	2,166	954	1,879	9	53	28.3%	5,857
平良	38,027	9,197	2,585	2,703	1,114	1,324	490	952	4	25	24.2%	3,409
城辺	5,341	2,230	635	504	284	265	198	332	4	8	41.8%	884
下地	2,986	1,052	292	237	122	153	76	162	0	10	35.2%	418
上野	3,880	936	258	248	123	126	59	120	0	2	24.1%	318
伊良部	4,792	2,140	583	540	266	298	131	313	1	8	44.7%	828
多良間村	1,040	340	102	73	56	53	20	36	0	0	32.7%	89

※住民基本台帳より

(2) 人口及び高齢化率の推移



4 児童人口

市村別、年度別宮古全域児童人口（18歳未満）

各年度末現在

区分	平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	児童人口 (人)	児童人口割合 (%)								
宮古島市	10,205	18.3	10,018	18.3	9,870	18.0	9,672	17.6	9,434	17.1
多良間村	170	15.3	210	19.0	185	16.9	170	15.9	164	15.8
宮古全域	10,375	16.8	10,228	18.7	10,055	17.5	9,842	16.8	9,598	16.5

※住民基本台帳より

令和5年度
宮古福祉事務所概要

印刷年月 令和6年12月
発行年月 令和6年12月
編集発行 沖縄県生活福祉部宮古福祉事務所
沖縄県宮古島市平良字西里1125
電話(0980)72-3771

印刷 ぐしけん印刷
沖縄県宮古島市平良字西里1307-6
電話(0980)73-3158
